

## 地方消費税率の引き上げ分に係る使途の明確化について

平成26年4月1日より消費税(国・地方)が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費(人件費以外)に充てることとされています。

平成29年度の地方消費税(社会保障財源化分)の予算額及び充当先は以下のとおりです。

【歳入】	地方消費税交付金(社会保障財源化分)	49,224
【歳出】	地方消費税(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費	699,786

(単位：千円)

区分		平成29年度 予 算 額 A	うち人件費 B	社会保障 施 策 費 A - B	財 源 内 訳				
					特 定 財 源			一 般 財 源	
					国庫支出金	都支出金	その他		地方消費税交付金(社会保障財源化分)
民生費	社会福祉費	429,600	46,870	382,730	64,261	80,913	3,335	234,221	16,475
	老人福祉費	374,180	0	374,180	850	53,605	3,391	316,334	22,251
	児童福祉費	325,963	37,064	288,899	77,380	101,507	21,550	88,462	6,223
衛生費	保健衛生費	128,394	40,614	87,780	130	16,258	10,623	60,769	4,275
合 計		1,258,137	124,548	1,133,589	142,621	252,283	38,899	699,786	49,224

※区分は地方財政状況調査の歳出区分による

※各区分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)充当額は、各区分の一般財源で按分